

イオンレジ加盟店規約

第1条（定義）

1. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社が提供する「イオンレジ決済サービス」への加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人又は個人をいいます。
2. 「電子商取引」とは、インターネット等、ネットワークを通じて顧客から申込みを受け付け、商品の販売又はサービスの提供をする非対面の取引をいいます。
3. 「イオンレジ決済サービス」とは、加盟店が電子商取引により顧客に販売又は提供した商品・サービス等（以下「商品等」といいます）の対価として顧客から支払われる金銭等（以下「代金等」といいます）に関して当社が提供する「クレジットカード決済」、「ID・パスワード決済」、「銀行振込決済」、「コンビニ決済」、「WAON決済」に係るサービス及びこれらに付随する一切のサービスをいいます。なお、各決済サービスの定義等に関しては別途各決済サービスに係る規約（以下、これら各規約に基づき成立する契約を「個別契約」といい、これら各規約と本規約をあわせて「本規約等」といいます）に定めるものとします。
4. 「顧客」とは、加盟店が販売又は提供する商品等をイオンレジ決済サービスによって購入する者をいいます。

第2条（加盟店）

1. 加盟店となることを希望する者（以下「届出者」といいます）がイオンレジ決済サービスの利用を希望する場合、当社が必要と認めた事項をあらかじめ当社に所定の書面をもって届け出るものとします。
2. 当社は、前条の届出に関し、当社の判断で届出者が加盟店となることを承認しない場合があります。当社は、届出を承認しなかった理由を開示しないものとし、届出者はこれを承諾します。
3. 加盟店は、自らの費用と責任においてサーバー、ホームページ等の設備環境を準備し、イオンレジ決済サービスを利用可能な状態にするものとします。なお、加盟店がこれらの準備を行わないことにより、イオンレジ決済サービスを利用することができなかつたとしても当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 加盟店は、イオンレジ決済サービスの利用が可能であることを示す当社所定の標識（以下「加盟店標識」といいます）及びイオンレジ決済サービスが利用できる旨をホームページの顧客の見やすい場所に掲示するものとします。
5. 加盟店は、イオンレジ決済サービスの普及促進に協力するものとし、当社が個別の承諾を得ることなく印刷物、電子媒体等に加盟店の名称、所在地等を掲載することをあらかじめ異議なく認めるものとします。
6. 加盟店は、本規約等に従い、善良なる管理者の注意をもってイオンレジ決済サービスを利用するものとし、本規約等に基づく取引以外の目的で利用する等イオンレジ決済システムに不正なアクセスをしてはならないものとします。
7. 加盟店は、本規約等に基づいて行う業務の一部又は全部を第三者に委託することはできないものとします。

第3条（電子商取引）

1. 加盟店は、特定商取引に関する法律、割賦販売法、消費者契約法等の関係法令及び本規約等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うとともに、正当かつ適法な商行為に則り電子商取引を行うものとします。
2. 加盟店は、電子商取引において取り扱う商品等をあらかじめ当社に所定の書面をもって届け出、事前に当社の承諾を得るものとし、以下に掲げる商品等については取り扱わないものとします。
 - ①公序良俗に反するもの
 - ②銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の関連法令の定め違反するもの
 - ③第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害するもの

- ④商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他の有価証券
 - ⑤その他当社が不適当と判断したもの
3. 加盟店は、旅行商品、酒類等、販売にあたり許認可を得るべき商品等を取り扱う場合は、あらかじめ当社に許認可を得ていることを証明する関連書類を提出し、当社から承諾を得るものとします。又、加盟店は、これら商品等を取り扱うための許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該許認可に係る商品等の取り扱いを中止するものとします。
 4. 加盟店は、インターネットを介したダウンロード等の方法によりソフトウェア及びデジタルファイルの形式での情報等を商品等として取り扱う場合は、あらかじめ不正使用防止策を講じたうえで、事前に当社に申し出、当社の承諾した運用方法により取り扱うものとします。
 5. 加盟店は、電子商取引の申込みを受け付けるにあたって、顧客から二重送信や誤入力が生じないように確認画面を設ける等、顧客の誤操作を防止する措置を講じなければならないものとします。
 6. 加盟店は、電子商取引の申込み、承諾の仕組みをホームページにて提示する等、顧客が電子商取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じるとともに、電子商取引において加盟店が責任を取り得ない範囲がある場合はその内容をホームページの顧客の見やすい場所に明示するものとします。
 7. 加盟店は、顧客から電子商取引の申込みを受け付けたことを証するデータを申込日より7年間保管するものとし、当社から当該データの提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとします。

第4条（セキュリティ確保措置）

1. 加盟店は自らの費用と責任において、自己が保有する顧客に関する情報及びイオンレジ決済サービスに利用するシステムを第三者に閲覧、改竄、破壊されないようファイアウォール等のセキュリティ確保措置をあらかじめ講じたうえで本規約等に基づく業務を遂行するものとします。
2. 加盟店は、本規約等に基づく業務の遂行にあたって、顧客に関する情報及び申込みに関する情報等の電子商取引に係る情報をインターネットを介して伝達する場合は、これら情報を第三者に閲覧、改竄、破壊されないよう暗号化する等のセキュリティ確保措置を講じて伝達するものとし、あらかじめその方法について当社の承諾を得るものとします。
3. 前2項に定めるセキュリティ確保措置が守られなかった場合、加盟店が一切の責任を負うものとします。
4. 加盟店は、当社よりシステム構成図等のセキュリティ確保措置に関する資料等の提出を求められた場合には速やかにこれを提出するものとします。

第5条（不審な取引の通知）

1. 加盟店は、本規約等に基づく電子商取引において、異常に大量又は高価な取引の申込み等の不審な取引の申込みがあった場合は、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
2. 加盟店が前項に定める義務に違反して電子商取引を行った場合、加盟店が当該電子商取引に係る一切の責任を負うものとし、当社は加盟店に対する売上金等の支払義務を負わないものとします。

第6条（電子商取引に係る表示等）

1. 加盟店は、自らの費用と責任において電子商取引に関する広告（オンラインによる広告を含む）の企画・制作を行うものとします。
2. 加盟店は、広告にあたり以下に掲げる事項を遵守するものとします。
 - ①特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連法令に違反しないこと
 - ②消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - ③公序良俗に反する表示をしないこと

④以下に掲げる事項について広告時点において表示すること

- (1) 加盟店の名称
- (2) 加盟店の所在地
- (3) 加盟店の電話番号
- (4) 加盟店の問い合わせ用メールアドレス
- (5) 加盟店のホームページ URL
- (6) 責任者名及び責任者への連絡方法
- (7) 商品等の販売価格又は提供価格、送料、その他必要とされる料金
- (8) 商品等の引渡時期又は提供時期
- (9) 代金等の支払時期及び方法
- (10) 商品等の返品、取り消しに関する説明
- (11) 加盟店標識及びイオンレジ決済サービスが利用できる旨
- (12) その他当社が必要と認めた事項

3. 加盟店は、商品等の販売価格又は提供価格等については円建てで表示するものとします。

第7条（商品等の送付・提供）

1. 加盟店は、顧客から電子商取引の申込みを受け付けた日から起算して原則として2週間以内に顧客の指定する場所に商品等の送付、提供を行うものとします。又、商品等の送付、提供の遅延や品切れ等が生じた場合、加盟店は、速やかに顧客に対して商品等の引渡し時期又は提供時期を書面等により通知するものとします。
2. 加盟店は、商品等の送付、提供にあたっては顧客に対して商品等の名称、数量、販売価格又は提供価格、送料、支払方法等を書面等により通知するものとします。
3. 加盟店は、顧客が商品等の送付先として商品等の受領確認が不明確となるおそれのある場所を指定した場合、当該場所へ商品等の送付は行わないものとし、顧客に対して商品等の送付ができない旨を書面により通知するものとします。
4. 加盟店は、商品の送付にかかわる商品発送簿を作成し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等とともに7年間保管するものとします。

第8条（電子商取引の取り消し）

加盟店は、電子商取引において取り扱う商品等について、顧客に商品等が到着してから2週間以内の期間においては原則として商品等の返品又は交換を受け付けるものとし、顧客に対し、電子商取引時において、その旨を明示するものとします。又、加盟店は商品等の特性に鑑みて返品又は交換を受け付けない場合には、あらかじめ当社の承諾を得るものとし、当社の承諾を得た場合には、顧客に対し、電子商取引時において返品又は交換を受け付けない旨を明示するものとします。

第9条（差別的取り扱いの禁止）

加盟店は、イオンレジ決済サービスを利用する顧客に対して代金等に決済手数料を上乗せして請求する等その他の決済手段を選択した顧客と比して不利となる差別的な取り扱いをしてはならないものとします。

第10条（顧客との紛議等）

1. 加盟店は、電子商取引又は商品等に関する一切の責任を負うものとし、顧客から苦情、相談を受けた場合や、効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品等の未着、誤請求等の事故が生じた場合、その他加盟店と顧客との間において紛議が生じた場合は、加盟店の費用と責任をもって対処し、速やかにその

解決にあたるものとします。

2. 当社は、関連法令に基づき加盟店、又は加盟店による電子商取引あるいは前項の顧客との紛議等に関して調査を要すると判断した場合には、当社は加盟店に対して調査を実施又は要請することができ、加盟店はその調査に協力しなければならないものとします。
3. 当社は、前項の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店のイオンレジ決済サービスの利用を停止できるものとし、この場合、当社は、当該停止により加盟店に生じた損害について一切賠償する責任を負わないものとします。

第 11 条（システムの停止）

1. 当社は、イオンレジ決済サービスに係るシステムの保守・点検を施す必要があると認めた場合は、あらかじめ加盟店に通知を行うことにより、加盟店におけるイオンレジ決済サービスの一部又は全部の利用を停止することができるものとします。又、サーバー、ネットワーク機器、回線等の故障、停止あるいは停電、火災、地震等の天災地変が発生し又は発生するおそれがある場合は、当社は何らの通知を要することなく、加盟店におけるイオンレジ決済サービスの一部又は全部の利用を停止することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づくイオンレジ決済サービスの停止により加盟店に生じた損害について一切の責を負わないものとします。

第 12 条（通知）

1. 本規約等に基づく当社から加盟店への通知は、通知内容を書面により送付、ファックスにより送信、又は電子メールにより送信、もしくは当社のホームページに掲載するなど当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項に基づく当社から加盟店への通知は、当社が書面、ファックス、電子メールを送付又は送信したとき、もしくは当社ホームページに掲載したときに、加盟店に到達したものとみなします。

第 13 条（利用料金）

1. 加盟店は、イオンレジ決済サービスの利用の対価として、別途当社が定める初期導入費用、月額利用料、売上処理手数料等の利用料金を当社に対して支払うものとします。
2. 前項の利用料金のうち、加盟店は、当社に対し、当社の請求に基づき、当社の定める期日までに、初期導入費用及び月額利用料を当社の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとします。係る支払に関する費用は加盟店の負担とします。
3. 当社は、各決済サービスに係る規約に基づき当社が加盟店に送金する売上金等から初期導入費用及び月額利用料以外の利用料金を控除することより第 1 項の加盟店の支払いに充てるものとします。

第 14 条（売上金等の留保）

1. 加盟店が行った本規約等に基づく電子商取引が以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合、当社は加盟店に対する当該電子商取引に係る売上金等の送金を留保することができるものとします。
 - ①本規約等に定められた手続きに従わずに行われた電子商取引であるとき
 - ②本規約等において取り扱いが禁止されている商品等に係る電子商取引であるとき
 - ③第 10 条に定める顧客との紛議が生じたとき
 - ④電子商取引が無効、取り消し又は解除となったとき
2. 当社は、前項に基づく売上金等の留保については法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。

第 15 条（営業秘密等の守秘義務）

1. 加盟店及び当社は、本規約等に基づく業務の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」といいます）を本規約等に基づく業務の履行以外の目的に利用し、又は第三者に提供、開示もしくは漏洩してはならないものとします。
2. 前項の営業秘密等には、当社より加盟店に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店及び当社は、営業秘密等を滅失、毀損、漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第 16 条（個人情報等の守秘義務）

1. 加盟店は、本規約等に基づく業務の履行上知り得た顧客の個人に関する一切の情報（以下「個人情報等」といいます）を秘密として保持し、本規約等に基づく業務の履行以外の目的での利用及び第三者に提供、開示、漏洩してはならないものとします。
2. 加盟店は、個人情報等に紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに当社に報告するとともに、自らの費用と責任において調査を実施し、二次被害及びその他被害の拡大を防止するための適切な措置を講じなければならないものとします。
3. 当社は、個人情報等の紛失、漏洩等が発生したと判断する合理的な理由があるときは、加盟店に対して事故事実の有無、可能性の状況その他の報告を求めると必要な調査を実施、又は要請することができ、加盟店はこれに誠実に協力しなければならないものとします。
4. 加盟店は、個人情報等を滅失、毀損、漏洩等することがないよう個人情報の保護に関する法律、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律について経済産業分野を対象とするガイドライン（信用分野におけるガイドラインを含む）」及び金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守するものとします。
5. 加盟店は、顧客に関する情報のうち、クレジットカード番号その他イオンレジ決済サービスを利用するための番号等を保存しないものとします。
6. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第 17 条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号及び振込指定金融機関口座等の事項に変更が生じたときは、直ちに当社に所定の書面をもって当該変更事項を届け出るものとします。
2. 加盟店が前項の届け出を怠ったために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到着となったとしても、当社は通常到着すべき時に到着したとみなすことができるものとします。

第 18 条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、本規約等に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第 19 条（中途解約）

加盟店及び当社は、書面により 3 か月前迄に相手方に予告をすることにより本契約又は個別契約を解約することができるものとします。

第20条（契約解除）

1. 当社及び加盟店は、相手方が以下に掲げる各号のいずれかに該当するにいたったときは、何らの催告を要することなく本契約又は個別契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、相手方にその賠償を請求することができるものとします。
 - ①本規約等に違反したとき
 - ②営業に免許もしくは登録を要する場合に、監督官庁からこれらの取り消し処分を受けたとき
 - ③自ら振出し又は裏書きした手形、小切手が不渡りになったとき
 - ④強制執行、競売の申立て、保全処分又は滞納処分等を受けたとき
 - ⑤破産手続、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら行ったとき
 - ⑥前三号のほか信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
 - ⑦合併によらず解散したとき
2. 当社は、加盟店が以下に掲げる各号のいずれかに該当するにいたったときは、何らの催告を要することなく本契約又は個別契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、加盟店にその賠償を請求することができるものとします。
 - ①イオンレジ決済サービスへの加盟申込みにあたり虚偽の申請をしたとき
 - ②当社以外との取引を含め、加盟店が電子商取引を悪用していることが判明したとき
 - ③関連法令又は公序良俗に違反する等、監督省庁から改善指導、行政処分等を受ける又は受けるおそれのある行為をしたとき
 - ④電子商取引において取り扱う商品等もしくは販売方法等又は顧客からの苦情等その他の事由によりイオンレジ決済サービスに係る当事者として不適当であると判断したとき
3. 加盟店が本条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するにいたったときは、当社は、当社が加盟店に対して負担する一切の債務と加盟店が当社に対して負担する一切の債務を何らの通知催告を要することなく当然に対当額で相殺できるものとします。

第21条（契約終了後の措置）

1. 本契約が終了したときは、個別契約も全て終了するものとし、加盟店は、直ちにホームページ及び広告媒体への加盟店標識その他イオンレジ決済サービスの取り扱いに関する記述、表記等を取りやめ、売上票その他イオンレジ決済サービスの取扱関係書類等が当社から交付されているときは、これを当社に返却するものとします。
2. 第19条、第20条により本契約又は個別契約が終了した場合、本契約の終了前に行われた本規約等に基づく電子商取引については、本契約又は個別契約の終了後においても有効に存続するものとし、当社及び加盟店は、本規約等に従い取り扱うものとします。

第22条（損害賠償）

加盟店は、以下に掲げる各号の事由により当社に損害、損失、費用等（以下「損害等」といいます）を生じさせた場合は、加盟店は当社に対し、当該損害等を賠償する責任を負うものとします。

- ①本規約等に違反したとき
- ②公序良俗に反するなど不適切な行為により当社名誉を傷つけたとき

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、以下に掲げる事項を表明し、現在かつ将来にわたって保証するものとします。又、加盟店は加盟店の親会社ならびに子会社等の関連会社（以下「関連会社」といいます）についても以下に掲げる事項を現

在かつ将来にわたって保証するものとし、この場合「自己」を「関連会社」と読み替えるものとし、

- ①自己及び自己の役員ならびに重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」といいます）が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいいます。以下同じ）でないこと、又反社会的勢力でなかったこと
 - ②自己及び自己の役員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - ③自己及び自己の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - ④自己及び自己の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - ⑤自己及び自己の役員等が自ら又は第三者を利用して相手方に対し暴力的な要求行為をしないこと及び法的責任の範囲を超えて、不当な要求、相手方の名誉や信用の毀損又は相手方の業務を妨害しないこと
 - ⑥本規約等に基づいて行う業務の一部又は全部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと
2. 加盟店は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、当社に直ちに通知するものとし、
 3. 当社は、加盟店が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、加盟店は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行うものとし、又、当社は、加盟店が本条の規定に違反している疑いがあると認めた場合、何らの通知催告を要することなく、加盟店のイオンレジ決済サービスの利用を停止するとともに、加盟店に対する電子商取引に係る売上金等の送金を留保できるものとし、この場合、当社は、当該停止により加盟店に生じた損害について一切賠償する責任を負わないとともに、当該売上金等の留保について法定利息その他遅延損害金の支払い義務を負わないものとし、
 4. 当社は、加盟店が本条の規定に違反していることが判明した場合、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとし、この場合、当社は、本契約を解除するか否かにかかわらず、加盟店に対する本規約等に基づく電子商取引に係る売上金等の送金を拒絶することができるものとし、当該解除により加盟店に生じた損害について一切賠償する責任を負わないものとし、
 5. 当社は、加盟店が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、加盟店に対し当該損害の賠償を請求することができます。

第 24 条（規定外事項等）

1. 本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等によるものとし、
2. 本規約に定める内容と各決済サービスに係る規約に定める内容が異なる場合は、各決済サービスに係る規約の定めが優先して適用されるものとし、

第 25 条（規約の変更）

当社は、本規約等の一部又は全部を変更する（当社所定の方法によるイオンレジ決済サービスを追加することを含みます）ことができるものとし、変更の手続きは、当社が第 12 条に基づき加盟店に変更事項の通知を行うものとし、加盟店がその後、本規約等に基づく電子商取引を行った場合には、加盟店は変更を承認したものとみなします。

第 26 条（商標その他の知的財産権等）

イオンレジ決済サービスに関する特許、商標等の知的財産権及びこれらに準ずる技術情報、ノウハウ等（以下「知的財産権等」といいます）は、当社に帰属します。当社は加盟店に対し、本規約等に基づきイオンレジ決済サー

ビスを利用する範囲内において知的財産権等を使用することを許諾するものとします。

第 27 条（イオンレジ決済サービスの終了）

1. 当社は天災地変等の不可抗力又は営業上のやむを得ない事由によりイオンレジ決済サービスの全部又は一部を終了する場合には、当社所定の方法により加盟店に通知又は公表することにより、イオンレジ決済サービスの全部又は一部を終了することができます。
2. 当社は、前項に基づくイオンレジ決済サービスの全部又は一部の終了により加盟店に生じた損害について一切の責を負わないものとします。
3. 第 1 項に基づき、イオンレジ決済サービスの全部が終了した場合、本契約も終了し第 21 条に基づき取り扱われるものとします。

第 28 条（準拠法）

本規約等に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

第 29 条（合意管轄裁判所）

当社と加盟店との間に訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条（協議事項）

本規約等に定めのない事項ならびに解釈上の疑義が生じたときは、加盟店、当社双方協議の上、誠意をもって定めるものとします。

クレジットカード決済、ID・パスワード決済

第1条（定義）

1. 「クレジットカード決済」とは、イオンレジ決済サービスにおいて、加盟店が電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等の代金等を顧客が次条に定めるクレジットカードを利用して支払う決済方法をいいます。
2. 「ID・パスワード決済」とは、当社に事前にクレジットカード情報を登録した顧客が当社から付与されるID及び顧客が登録したパスワードをクレジットカード情報に代えて利用するクレジットカード決済をいいます。
3. 本規約における用語の定義は、本規約において別途定める場合を除き、イオンレジ加盟店規約に定める定義と同義とします。

第2条（取り扱いカード）

1. 当社が取り扱いを認めるクレジットカード（以下「カード」といいます）は以下に掲げるものとし、加盟店はカードの所有者である顧客（以下「顧客」といいます）からクレジットカード決済の申込みがあった場合は、本規約に基づき電子商取引を行うものとします。但し、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます）又はJCBと提携する会社が発行するJCBブランドのカードの場合は、本規約に加え、JCB通信販売加盟店規約（以下「JCB規約」といいます）が重疊的に適用されるものとし、本規約とJCB規約に定める内容が異なる場合は、JCB規約の定めが優先して適用されるものとします。
 - ①株式会社イオン銀行が発行するクレジットカード
 - ②当社が提携する会社又は組織が発行するクレジットカード
 - ③当社が加盟又は提携する組織に加盟している日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカード
2. 当社は、加盟店に通知することにより前項の信用販売を行うカードの種類を追加、削除、変更することができるものとします。

第3条（カード会社との加盟店契約）

1. カードに関する加盟店契約を加盟店との間で締結する権限を当社が有している場合、加盟店は、当社に対し、加盟店契約の締結を直接申込みものとし、当社は、当社所定の基準で審査の上、加盟店との間で加盟店契約を締結することができます。
2. カードに関する加盟店契約を加盟店との間で締結する権限を当社が有していない場合、加盟店は、当社に対して以下に掲げる事項を加盟店の代理人として、前条第1項第2号及び第3号に定めるカードを発行するクレジットカード会社（以下「カード会社」といいます）との間で行うことを委託し、当社はこれを受託するものとします。
 - ①加盟店契約の申込みに関する事項
 - ②加盟店に関する届出
 - ③売上承認の取得に関する事項
 - ④売上請求に関する事項
 - ⑤売上金等の受領に関する事項
 - ⑥カード会社の立替払い又は売上金債権の買取の拒絶又は取り消しに関する事項
 - ⑦その他加盟店と当社の間で合意した事項
3. 当社は、前項の受託業務の一部又は全部を第三者に再委託することができるものとします。
4. 当社は、クレジットカード決済のサービスの提供を継続するため、もしくはその他の理由によりカード会社の一部又は全部を変更又は追加（以下「カード会社の変更」といいます）することができるものとし、加盟店は、カード会社の変更の際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに

応ずるものとします。又、同一ブランドのクレジットカードを取り扱う複数のカード会社と包括加盟店契約が成立した場合、最終仕向け先カード会社の決定は、当社の任意で行えるものとします。

第4条（売上承認の取得）

1. 加盟店は、顧客からクレジット決済の申込みを受け付けたときは、その全件について、当社の定める方法により当社の又は当社を代理人としてカード会社の売上承認を受けるものとします。
2. 万一、加盟店が前項の売上承認を得ないで電子商取引を行った場合、当該電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等の代金等については、加盟店が一切の責任を負うものとします。
3. 加盟店が売上承認を受けることができる金額は、電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等の代金等（税金、送料を含む）のみとし、現金の立て替え及び過去の売掛金の精算等を含めること、通常1回の売上承認で処理されるべきものを複数回に分割して処理することはできないものとします。

第5条（売上金の精算）

1. 第3条第1項に規定される場合、加盟店がクレジットカード決済による電子商取引により顧客に販売した商品等の代金等（以下「売上金」といいます）は、当社が顧客に代わって加盟店に支払うものとし、当社はその立替払代金の支払いを顧客から直接又はカード会社を通じて顧客から受け取るものとします。
2. 第3条第1項に規定される場合、加盟店は、顧客が自己のカード利用による取引により生じた加盟店の債権を当該加盟店からカード会社に譲渡することを承諾している場合は、売上金債権を当社に譲渡し、更に当社からカード会社に売上金債権を譲渡するものとします。
3. 第3条第2項に規定される場合、当社は、カード会社が加盟店に支払うべき立替払代金又は債権譲渡代金を加盟店に代わって受領し、その回収金を加盟店に引き渡すものとします。
4. 加盟店から当社に対する前3項に関する手続きは、加盟店が電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等を顧客に発送又は提供した日を当該電子商取引の取引日（以下「取引日」といいます）として当社に売上請求データを送信することによりこれを行うものとします。
5. 当社は前項に基づき加盟店から送信された売上請求データを表面記載の売上締日毎に取りまとめ、当該期間中の売上金合計額から次項に定める手数料を差し引いた金額を表面記載の支払日に加盟店の指定する金融機関口座に振り込む方法により一括して支払うものとします。なお、支払日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日に支払うものとします。
6. 加盟店が当社に支払う立替払い又は債権譲渡に係る手数料は、当該期間中の売上金合計額に対し、表面記載の手数料率を乗じた金額とします。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

第6条（取り消し等）

1. 加盟店は、クレジット決済による電子商取引の取り消しがあった場合は、前条第4項の手続きに準じ、取り消しデータを当社に送信するものとし、顧客に対し直接商品代金の払い戻しは行わないものとします。
2. 前項の場合において、当社が当該電子商取引に係る立替払金又は債権買取代金をすでに加盟店に支払い済みであるときは、加盟店は直ちに立替払金相当額又は債権買取代金相当額を当社に返還するものとします。なお、当社は当該立替払金相当額又は当該債権買取代金相当額を当社がイオンレジ決済サービスに基づき加盟店に対して負担する債務と相殺することができるものとします。

第7条（顧客との紛議等）

加盟店は、苦情、商品等の効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足その他クレジット決済による電子商取引に関する顧客との紛議（以下「紛議等」といいます）が取引日から60日を経過しても解決しな

い場合、当該電子商取引に係る売上金の立替払請求又は売上金債権の買取請求を取り消すものとし、すでに当社から当該電子商取引に係る立替払金又は債権買取代金を受け取っているときは、直ちに立替払金相当額又は債権買取代金相当額を当社に返還するものとします。なお、当社は当該立替払金相当額又は当該債権買取代金相当額を当社がイオンレジ決済サービスに基づき加盟店に対して負担する債務と相殺することができるものとします。

第8条（売上金の支払拒絶等）

1. 加盟店は、クレジットカード決済による電子商取引に以下の各号に掲げるいずれかの事由が認められる場合、当社もしくはカード会社が当該電子商取引に係る売上金の立替払い又は売上金債権の買取を拒絶あるいは取り消しすることについて異議がなく、これらの事由により当社から立替払金又は債権買取代金の支払いを受けられない場合があることを承認するものとします。
 - ①顧客と加盟店との間の電子商取引が解除されたとき
 - ②売上請求データが正当なものでないとき
 - ③売上請求データの内容が加盟店で管理している申込受け付けデータの内容と異なるとき
 - ④顧客が当社又はカード会社に対し、カードの不使用、金額相違等の疑義を申し出たとき
 - ⑤第4条の定め反して売上承認を得ずに電子商取引を行ったとき
 - ⑥第5条に基づく売上請求データの送信を行わなかったとき
 - ⑦取引日より60日を超えて立替払請求又は債権買取請求が行われたとき
 - ⑧イオンレジ加盟店規約により取り扱いが禁止されている商品等に係る電子商取引のとき
 - ⑨その他本規約等に違反して電子商取引が行われたとき
2. 加盟店は、当社が売上金の立替払請求又は売上金債権の買取請求を受けた電子商取引に関して調査の必要があると判断した場合において、当社がその調査完了まで当該電子商取引に係る立替払金の支払又は売上金債権の買取を留保することについて異議なく承諾するものとします。
3. 加盟店は、カード会社が売上金の立替払請求又は売上金債権の買取請求を受けた電子商取引に関して調査の必要があると判断した場合において、カード会社がその調査完了まで当該電子商取引に係る立替払金の支払又は売上金債権の買取を留保することについて異議がなく、これにより当社から立替払金又は債権買取代金の支払を留保される場合があることを承認するものとします。
4. 当社は、前2項に基づく売上金の留保については法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
5. 加盟店は、第1項に基づき当社が売上金の立替払請求又は買取請求を取り消した場合で、すでに当社から当該電子商取引に係る立替払金又は債権買取代金を受け取っているときは、直ちに立替払金相当額又は債権買取代金相当額を当社に返還するものとします。なお、当社は当該立替払金相当額又は当該債権買取代金相当額を当社がイオンレジ決済サービスに基づき加盟店に対して負担する債務と相殺することができるものとします。

第9条（商品の所有権）

加盟店がクレジットカード決済による電子商取引で販売した商品の所有権は、当社が立替払金又は債権買取代金を加盟店に支払ったときに当社に移転するものとします。又、加盟店は、当社がカード会社その他の第三者から立替払金又は債権買取代金を受領したときにおいて、加盟店がクレジットカード決済による電子商取引で販売した商品の所有権がカード会社その他の第三者に移転する場合があることを了承します。

第10条（情報の収集、登録及び利用の同意）

1. 情報の収集・登録及び利用の同意

- ①加盟店及び加盟店の代表者は、本条第2項記載の目的の遂行に必要な範囲内で、本条第3項記載の範囲の情報を当社が収集し、利用することに同意する。
- ②加盟店及び加盟店の代表者は、当社が加盟する本条第4項記載の加盟店情報機関に本条第3項に記載の範囲内、当該機関の定める情報項目を登録すること、又、当該機関に登録されている情報があるときは、本条第2項記載の目的の範囲内で当社及び当該機関に加盟する会員会社（以下「会員会社」といいます）がその情報を利用することに同意する。

2. 利用目的

割賦販売等に係る取引の健全な発達及び利用者等の利益の保護に資するために行う会員会社による加盟店審査ならびに加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査等のため

3. 当社が収集・登録及び利用する情報の範囲

- ①割賦販売法第30条の5の2（同法施行規則第60条）における包括信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容及び調査事項
- ②包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
- ③会員会社と加盟店との加盟店契約の申込みを受けた事実とその加盟店審査の結果ならびにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、会員会社、顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実
- ④顧客から会員会社に申し出のあった内容及び当該内容について会員会社が顧客などの関係者から調査収集した情報
- ⑤行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店情報機関及び会員会社が調査収集した情報
- ⑥加盟店情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
- ⑦前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名及び生年月日）
- ⑧加盟店の代表者が他に経営参画する販売業者等について、加盟店情報機関が前記各号に係る情報が登録されている場合は当該情報

4. 当社が加盟する加盟店情報機関

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階

電話番号：03-5643-0011

第11条（遵守事項）

加盟店は、加盟店の過失によりカード会社に損害を生じしめた場合、当該損害で賠償する責任を負うものとします。

銀行振込決済

第1条（定義）

1. 「銀行振込決済」とは、イオンレジ決済サービスにおいて、次項に定める金融機関との提携において提供されるサービスであり、加盟店が電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等の代金等（以下「商品代金等」といいます）を顧客が金融機関を通じて当社が指定した代金振込口座に入金して支払う決済方法をいいます。
2. 当社が提携する金融機関（以下「提携銀行」といいます）は、株式会社三井住友銀行・株式会社三菱東京UFJ銀行の2行とします。
3. 本規約における用語の定義は、本規約において別途定める場合を除き、イオンレジ加盟店規約に定める定義と同義とします。

第2条（委託契約）

1. 加盟店は、当社に対し、①加盟店を代理して商品代金等を受領する収納代行業務及び②顧客が入金すべき代金振込口座の顧客への案内業務（加盟店の案内に関する補助業務を含む）を委託し、当社はこれを受託するものとします。
2. 当社は、前項の受託業務の一部又は全部を第三者に再委託することができるものとします。
3. 当社は、加盟店に通知することにより提携銀行を追加、削除、変更することができるものとします。

第3条（支払期限）

1. 顧客からの商品代金等の支払期限は、当社が代金振込口座を指定した日より1カ月以内とし、それ以降に振り込まれたものについては、入金確認が出来なくても、当社は顧客及び加盟店に対して一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社及び提携銀行は支払期限の変更を行うことができるものとします。但し、当社は当社又は提携銀行が支払期限を変更した場合は、直ちにその旨を加盟店に通知するものとします。

第4条（入金通知）

1. 当社は、提携銀行からの入金情報により代金振込口座への顧客からの入金を確認した場合、加盟店が届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信その他当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。
2. 加盟店は、前項の通知を受け取ったときは、直ちに当社が定める方法により顧客からの入金金額を確認するものとします。

第5条（振込金額の過不足）

前条の入金確認の結果、顧客が代金振込口座に入金した金額が商品代金等と異なり過不足金が生じていた場合においても当社は一切の責任を負わないものとし、顧客への不足金の支払依頼又は過剰金の返金手続き等の当該過不足金の問題については、加盟店と顧客の間で解決するものとします。

第6条（商品等の発送）

1. 加盟店は、第4条第2項に基づき顧客からの商品代金等相当額の入金を確認したときは、顧客に対して速やかに商品等の発送又は提供を行うものとします。
2. 第4条第2項に基づく入金確認の結果、顧客からの入金金額に過剰金が生じていた場合は、加盟店は直ちにその旨を顧客に連絡し、速やかに過剰金の返金及び商品等の発送又は提供を行うものとします。
3. 第4条第2項に基づく入金確認の結果、顧客からの入金金額に不足金が生じている場合は、加盟店は直ちにその旨を顧客に連絡するものとし、顧客から当該不足金の支払を受けたときは、顧客に対して速やかに商品

等の発送又は提供を行うものとします。

第7条（収納代行手数料）

加盟店は、収納代行業務に係る手数料として商品代金等に対して表面記載の手数料率を乗じた金額（当該金額が220円未満の場合は220円とし、以下「収納代行手数料」といいます）を当社に支払うものとします。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

第8条（売上金の精算）

当社は、顧客より代金振替口座に入金された金額を表面記載の売上締日毎に取りまとめ、当該期間中の入金金額合計額から前条に定める収納代行手数料を差し引いた金額を表面記載の支払日に加盟店の指定する金融機関口座に振込む方法により一括して支払うものとします。なお、支払日が金融機関の休業日である場合は、翌営業に支払うものとします。

第9条（返金）

顧客からの商品代金等の入金後に電子商取引が取り消された場合、当該商品代金等の返金については、加盟店と顧客の間で解決するものとし、当社から顧客へ返金の手続きは行わないものとします。なお、加盟店はこの場合であっても当該電子商取引に係る収納代行手数料を支払う義務を負うものとします。

第10条（遵守事項）

加盟店は、加盟店の過失により提携銀行に損害を生じさせた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

コンビニ決済

第1条（定義）

1. 「コンビニ決済」とは、イオンレジ決済サービスにおいて、次項に定める会社（以下「提携会社」といいます）との提携において提供されるサービスであり、加盟店が電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等の代金等（以下「商品代金等」といいます）を顧客が提携会社の定める店舗（以下「コンビニ」といいます）で現金にて支払う決済方法をいいます。
2. 提携会社は、ウェルネット株式会社とします。
3. 本規約における用語の定義は、本規約において別途定める場合を除き、イオンレジ加盟店規約に定める定義と同義とします。

第2条（委託契約）

1. 加盟店は、当社に対し、①加盟店を代理して商品代金等を受領する収納代行業務及び②顧客が商品代金等をコンビニで支払うために必要な書面その他の情報の提供（加盟店の提供に関する補助業務を含む）を委託し、当社はこれを受託するものとします。
2. 加盟店は、当社が前項の受託業務を提携会社に再委託することを了承するものとします。
3. 当社は、加盟店に通知することにより提携会社を追加、削除、変更することができるものとします。

第3条（支払期限）

1. 顧客の商品代金等の支払期限は、当社が顧客からコンビニ決済の申込受け付けを完了した後 14 日以内とし、申込受け付け完了後 14 日を経過した場合については、当該申込受け付けは取り消されるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社及び提携会社は支払期限の変更を行うことができるものとします。但し、当社は当社又は提携会社が支払期限を変更した場合は、直ちにその旨を加盟店に通知するものとします。

第4条（入金通知）

当社は、提携会社からの入金情報により顧客の商品代金等の支払いを確認した場合、加盟店が届け出た電子メールアドレスへの電子メール送信その他当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

第5条（商品等の発送）

加盟店は、前条に基づき顧客からの商品代金等の支払いを確認したときは、顧客に対して速やかに商品の発送又は提供を行うものとします。

第6条（収納代行手数料）

加盟店は、収納代行業務に係る手数料として以下に定める金額（以下「収納代行手数料」といいます）を当社に支払うものとします。又、収納代行に係る印紙代については、加盟店が負担するものとし、商品代金等が5万円以上の場合、加盟店は収納代行手数料に加えて別途 200 円を当社に支払うものとします。

商品代金等	収納代行手数料
1 円～2,000 円未満	150 円
2,000 円～3,000 円未満	200 円
3,000 円～30,000 円未満	250 円
30,000 円～50,000 円未満	400 円
50,000 円～150,000 円未満	600 円
150,000 円～200,000 円未満	700 円

200,000 円～300,000 円未満	950 円
-----------------------	-------

第7条（売上金の精算）

当社は、顧客より支払われた商品代金等を表面記載の売上締日毎に取りまとめ、当該期間中の商品代金等合計額から前条に定める収納代行手数料及び印紙代を差し引いた金額を表面記載の支払日に加盟店の指定する金融機関口座に振り込む方法により一括して支払うものとします。なお、支払日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日に支払うものとします。

第8条（送金）

顧客の商品代金等の支払い後に電子商取引が取り消された場合、当該商品代金等の返金については、加盟店と顧客の間で解決するものとし、当社から顧客への返金を行わないものとします。なお、加盟店はこの場合であっても当該電子商取引に係る収納代行手数料及び印紙代を支払う義務を負うものとします。

第9条（遵守事項）

加盟店は、加盟店の過失により提携会社に損害を生じさせた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

WAON 決済

第 1 条（定義）

1. 「WAON 決済」とは、イオンレジ決済サービスにおいて、加盟店が電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等の代金等（以下「商品代金等」といいます）を顧客が次項に定める電子マネー「WAON」を利用して支払う決済方法をいいます。
2. 「WAON」とは、イオン株式会社が管理及び運営する円単位の金額についての電子情報をいいます。
3. 「WAON 発行者」とは、イオン株式会社との契約により WAON を発行する事業者をいいます。
4. 「WAON カード等」とは、WAON を記録することができるカード及び WAON を記録することができる機能を備えた携帯電話機をいいます。
5. 「WAON 利用約款」とは、顧客が WAON を利用する際に適用される約款及びこれに付随する特約の総称をいいます。
6. 本規約における用語の定義は、本規約において別途定める場合を除き、イオンレジ加盟店規約に定める定義と同義とします。

第 2 条（WAON 決済）

1. 加盟店は、WAON 利用約款の記載内容を承認し、顧客から WAON 決済の申込みがあった場合は、WAON 利用約款及び本規約に基づき電子商取引を行うものとします。
2. WAON 決済においては、顧客の WAON カード等から当社の指定する情報処理センターに、商品代金等に相当する WAON の移転が完了したときに、顧客の加盟店に対する商品代金等債務が消滅するものとします。なお、1WAON は 1 円とします。
3. 当社は、顧客の WAON カード等より商品代金等に相当する WAON の移転が完了したときは、加盟店が届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信その他当社所定の方法によりその旨を通知するものとし、当該通知を受け取った加盟店は、顧客に対して速やかに商品等の発送又は提供を行うものとします。
4. 加盟店が WAON 決済により顧客の WAON カード等から当社の指定する情報処理センターに移転させることができる WAON は、電子商取引により顧客に販売又は提供した商品等の代金等（税金、送料を含む）のみとします。

第 3 条（売上金の精算）

1. 加盟店が WAON 決済により顧客に商品等を販売したことにより取得した WAON 発行者に対する商品代金等債務は、当社が精算代行者として WAON 発行者に代わり加盟店に支払うものとします。
2. 当社は、WAON 決済により顧客に販売した商品等の代金額（以下「売上金」といいます）を表面記載の売上締日毎に取りまとめ、当該期間中の売上金合計額から次項に定める手数料（第 4 項に基づき消費税を別途加算する）を差し引いた金額を表面記載の支払日に加盟店の指定する金融機関口座に振り込む方法により一括して支払うものとします。なお、支払日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日に支払うものとします。
3. 加盟店が当社に支払う精算代行に係る手数料は、当該期間中の売上金合計額に対し、表面記載の手数料率を乗じた金額とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。
4. 前項の手数料には消費税を加算するものとします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

第 4 条（取り消し等）

1. WAON 決済による電子商取引の取り消しがあった場合は、当社が顧客に対して当該 WAON 決済に係る商品等代金相当額の WAON を払い戻すものとし、加盟店は顧客に対し直接商品代金等の払い戻しは行わないものとしま

す。

2. 前項の場合において、当社が当該電子商取引に係る売上金をすでに加盟店に支払い済みであるときは、加盟店は直ちに売上金相当額を当社に返還するものとします。なお、当社は当該売上金相当額を当社がイオンレジ決済サービスに基づき加盟店に対して負担する債務と相殺することができるものとします。

第5条（不正な WAON 決済の処理）

1. 加盟店の WAON 決済による電子商取引が以下の各号に掲げるいずれかに該当すると当社が認めた場合、当社は加盟店に対し、当該電子商取引に係る売上金の支払義務を負わないものとします。
 - ①WAON 利用約款及び第2条の定め違反して行われた電子商取引のとき
 - ②イオンレジ加盟店規約により取り扱いが禁止されている商品等に係る電子商取引のとき
 - ③その他本規約等に違反して電子商取引が行われたとき
2. 前項の場合において、当社が当該電子商取引に係る売上金をすでに加盟店に支払い済みであるときは、加盟店は直ちに売上金相当額を当社に返還するものとします。なお、当社は当該売上金相当額を当社がイオンレジ決済サービスに基づき加盟店に対して負担する債務と相殺することができるものとします。
3. 加盟店の WAON 取引による電子商取引が本条第1項の各号に掲げるいずれかに該当する可能性があるとして当社が認めた場合、当社は、調査が完了するまで当該電子商取引に係る売上金の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
4. 前項の調査開始より60日を経過しても加盟店の WAON 取引による電子商取引が本条第1項の各号に掲げるいずれかに該当する可能性が解消しない場合には、当社は加盟店に対し、当該電子商取引に係る売上金支払義務を負わないものとします。

第6条（情報の開示）

加盟店は、イオン株式会社又は WAON 発行者もしくは当社が、公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けたとき、イオンレジ加盟店規約に基づき当社に届け出た事項その他加盟店の WAON 取引による電子商取引に関する情報を開示する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

第7条（遵守事項）

1. 加盟店は、加盟店の過失によりイオン株式会社又は WAON 発行者に損害を生じせしめた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 加盟店は、加盟店が顧客に対して販売又は提供する商品等の内容に著しい変更があった場合には、当社に対し、遅延なくその変更内容を報告するものとします。

規約上の「当社」は、別途ご案内している JCB グループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が(株)ジェーシービーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

JCB 通信販売加盟店規約

第 1 条（総則）

本規約は、加盟店（第 2 条に定めるものをいう）が、日本国内の施設において第 2 条に定める通信販売を行う場合の、当社および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

第 2 条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「カード会社」とは、当社および JCB、当社または JCB が提携する会社、組織（ただし、当社、JCB を除く）をいいます。
2. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社、JCB およびカード会社が運営するクレジットカード取引システム（以下「クレジットカード取引システム」という）に基づき当社および JCB（以下「両社」という）に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
3. 「会員」とは、(1)JCB、(2)JCB および当社またはカード会社、または(3)カード会社が各々定める会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当該入会を承諾された個人、法人をいいます。
4. 「カード発行会社」とは、会員に対して入会を承諾した前項(1)、(2)または(3)の会社、組織をいいます。
5. 「カード」とは、カード発行会社が会員に貸与する JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカードをいいます。
6. 「提携ブランドカード会社」とは、カード会社のうち、JCB または当社が提携する JCB ブランド以外のブランドカード会社をいいます。
7. 「提携ブランドカード発行会社」とは、提携ブランドカード会社の関連会社または提携ブランドカード会社からクレジットカードの発行に関するライセンスを受けた会社、組織で、提携ブランドカード会社所定のサービスマークの表示されているクレジットカードを発行する者をいいます。
8. 「提携ブランドカード」とは、提携ブランドカード会社または提携ブランドカード発行会社が発行する提携ブランドカード会社所定のサービスマークが表示されている JCB 所定規格以外のクレジットカードをいいます。提携ブランドカードにつき、両社または当社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカードは、本条第 5 項に定める「カード」に含まれるものとします。なお、当社が提携する提携ブランドカード会社または提携ブランドカード発行会社の発行する提携ブランドカードの取扱いに関しては、当社が別途定める特約が適用されるものとします。
9. 「商品等」とは、加盟店が会員に提供する商品、権利、役務等をいいます。
10. 「通信販売」とは、会員がカードの提示および署名によらず会員番号、有効期限、会員氏名等必要な事項を加盟店に伝達することにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領することなく、会員に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
11. 「電子商取引」とは、前項に定める通信販売のうち、インターネット等、ネットワークを通じて会員からの申し込みを受け付ける取引をいいます。
12. 「割引料」とは、当社が加盟店から売上債権を譲り受けるに際して受領する割引料をいいます。

第 3 条（加盟店）

1. 加盟店は、前条に定める通信販売を行うにあたり、両社が必要と認めた事項をあらかじめ両社に所定の書面を

もって届け出、両社の承諾を得るものとします。両社はこれを承諾した場合、通信販売専用の加盟店番号を付与します。なお、加盟店番号の追加、取消しに関しても同様とします。

2. 加盟店は、取扱商品等、通信販売の運用方法、申込受付方法に変更が生じた場合にはあらかじめ両社に申し出、両社が必要と認めた場合には別途契約による加盟店申込手続を行うものとします。

3. 加盟店は、通信販売の申込受付票その他の売上に関する資料等を加盟店の責任において7年間保管するものとし、当社またはJCBから当該資料等の資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。なお、当該資料等は他には譲渡できないものとします。

4. 加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係、およびクレジットカード取引システムを承認し、カードの普及向上に協力するものとします。

5. 加盟店は、当社、JCB、カード会社、またはそれらの委託先が、会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

6. 加盟店は、売上集計表、売上票、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）等両社が認めた端末機（以下「端末機」という）、加盟店標識、サービスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

第4条（加盟金等）

加盟店は、加盟に際し、当社が請求する場合には、当社所定の加盟金を支払うものとします。また、加盟店は、加盟店標識を購入する場合の購入代金、ならびに端末の設置および保守にかかわる費用を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われた加盟金、加盟店標識の代金、ならびに端末の設置および保守にかかわる費用は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、両社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、カード取扱施設および振込指定金融機関口座、その他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。

2. 前項の届け出がないために、当社またはJCBからの通知または送付書類、債権買取代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

3. 加盟店がJCBまたはカード会社の加盟店でもある場合には、当該加盟店は、本条第1項記載の届出事項について、以下の事項を承諾するものとします。

(1) 加盟店がJCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、本条第1項記載の加盟店に関する情報が変更されることがあること。

(2) 加盟店が本条第1項に基づいて届け出た情報または(1)記載の情報に基づいて、JCBまたはカード会社の加盟店に関する情報が変更されることがあること。

第6条（地位の譲渡等）

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2. 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

3. 当社（ただし、JCBが承諾した場合に限ります）またはJCBは、本契約上のすべての地位、または特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条（業務の委託）

1. 加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にかかわらず、両社が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により両社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当社、JCB またはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、JCB またはカード会社の損害を賠償するものとします。
4. 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。
5. 両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第8条（通信販売にかかわる広告）

1. 加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告（オンラインによる広告を含む）の企画、制作を行うものとします。
2. 加盟店は、広告にあたり以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法その他の関連諸法令の定めに違反しないこと
 - (2) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
 - (3) 公序良俗に違反する表示をしないこと
 - (4) 以下の事項について、広告時点において表示を行うこと
 - ① 加盟店の名称
 - ② 加盟店の所在地
 - ③ 加盟店の電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）
 - ④ 責任者名および責任者への連絡方法
 - ⑤ 商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金
 - ⑥ 商品等の引渡期間
 - ⑦ 代金の支払時期および方法
 - ⑧ 商品等の返品、取消しに関する説明
 - ⑨ 電子商取引においては当該データを暗号化し、かつ暗号化している旨の表示を行うこと。ただし、暗号化によりデータの機密性が完全に保持できる等、消費者に誤解を与える表示をしないこと
 - ⑩ その他、両社が必要と認めた事項
3. 加盟店は、本規約に基づき取扱う商品等に関するすべての広告において、カードが使用できる旨を明示するものとします。

規約上の「当社」は、別途ご案内している JCB グループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が(株)ジェーシービーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

JCB 通信販売加盟店規約
(2009年12月1日改訂)

第9条（商品等）

1. 加盟店は、通信販売を行う商品等の概要について、原則として事前に両社に届け出るものとします。

2. 加盟店は、以下の商品等を本契約において取扱うことはできないものとします。

(1) 公序良俗に違反するもの

(2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定め違反するもの

(3) 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害するもの

(4) その他、当社または JCB が不相当と判断したもの

3. 加盟店は、旅行商品、酒類等販売にあたり許認可を得るべき商品等を取扱う場合には、あらかじめ両社に許認可を得ていることを証明する関連書類を提出し、両社から取扱いに関する事前の承諾を得るものとします。また、加盟店が前記の許認可を喪失した場合には、直ちにその旨を両社に通知し、当該商品等の通信販売を取扱わないものとします。

4. 加盟店は、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他の有価証券等は取扱うことができないものとします。ただし、両社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。

5. 加盟店は、インターネットを介したソフトウェアのダウンロード等の方法により、ソフトウェアおよびデジタルファイルの形式での情報等の通信販売を取扱う場合には、あらかじめカードの不正使用防止策を講じたうえで、事前に両社に申し出、両社の承諾した運用方法により通信販売を行うものとします。

6. 加盟店は、通信販売の対象が電信、電話、インターネット接続サービス等の通信サービス、その他継続的に発生するサービスで、かつ両社が認めたサービスに関する通信販売の取扱いを行う場合には、別途両社との間で JCB 所定の内容の覚書を締結するものとします。

第 10 条（通信販売）

1. 加盟店は、会員から通信販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、会員に対し通信販売を行うものとします。

2. 加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング 1 回払いのほか、両社が承諾した場合には、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、その他両社が特に認めた方法とします。

3. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾します。

第 11 条（申込受付方法）

1. 加盟店は、会員からの通信販売の申し込みを郵送、電話、ファクシミリ等の手段により受け付けるものとします。

2. 加盟店は、電子商取引の申し込みを受け付ける場合には、会員番号、有効期限等の情報および注文に関する情報を暗号化する等の措置を講じるものとし、あらかじめ両社よりセキュリティ、運用方法等の承諾を得るものとします。

第 12 条（通信販売の方法）

1. 加盟店は、会員から通信販売の申し込みを受け付けた場合、申込者が会員本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、通信販売を行うものとします。

2. 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 4 項およびその施行規則に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとします。

3. 加盟店は、物品発送日またはサービスの提供日を通信販売日（カード売上日）として売上票を作成するものとします。

4. 売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金、送料を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の売

掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票を複数にすること、および売上票の金額訂正はできないものとします。

5. 加盟店は、両社が事前に承諾した場合を除き、両社所定の売上集計表および売上票を使用するものとします。また、売上票は加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。

第13条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

1. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪収益移転防止法等の関連諸法令を遵守して、通信販売を行うものとします。

2. 加盟店は、有効なカードによる通信販売の申し込みを行った会員に対し、通信販売を拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するクレジットカードの利用を要求したり、現金客と異なる代金を請求したり、通信販売の金額に本規約に定める以外の制限を設ける等会員に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

3. 加盟店は、以下に定める内容の通信販売の取扱いを行わないものとします。

(1) 公序良俗違反の取引

(2) 特定商取引に関する法律に違反する取引

(3) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引

(4) 当社またはJCBが会員の利益の保護に欠けると判断する取引

(5) 会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引

(6) その他当社またはJCBが不相当と判断する取引

4. 加盟店は、当社またはJCBから依頼があった場合、会員のカード使用状況等の調査に協力するものとします。

5. 加盟店は、会員から通信販売または商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、効能または効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品等の未着、誤請求等の事故が発生した場合、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合、または、会員、関係省庁その他の行政機関等から第9条第2項、本条第3項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

6. 前項の場合、加盟店は、両社が行う調査に誠実に協力するものとします。

第14条（商品等の送付、提供）

1. 加盟店は、会員より通信販売の申し込みを受け付けた日から起算して原則として2週間以内に、会員の指定する場所に商品等の送付、提供を行うものとします。また、商品等の送付、提供の遅延や品切れ等が生じた場合、加盟店は速やかに当該申込会員に連絡を行い、会員に書面をもって送付、提供の時期等を通知するものとします。

2. 加盟店は、通信販売による商品等の送付、提供等を複数回または継続的に行う場合、その送付、提供方法等に関してあらかじめ両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。

3. 加盟店は、会員が商品等の送付先として商品等の受領確認が不明確となる恐れのある場所を指定した場合、当該場所に商品等を発送しないものとし、発送した場合には当該通信販売売上代金およびこれによって生じた紛争について加盟店が全責任を負うものとします。

4. 加盟店は、商品の送付にかかわる商品発送簿を作成し、運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証明する文書等とともに、7年間保管するものとします。

第15条（事前承認の義務）

1. 加盟店は、会員より通信販売の申し込みがあった場合、その全件について事前にJCBの承認を求めるとし、承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとします。万が一、JCBの承認を得ないで通信販売を行った場合には、加盟店は、当該通信販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。

2. 加盟店は、端末機を設置した場合には、前項および端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規約に従い、

すべての通信販売にこれを使用するものとします。また、加盟店は、故障、障害等により端末機が使用できない場合および JCB が当該端末機の使用につき別途制限を設けた場合には、すべての通信販売につきその都度、事前に JCB へ電話連絡をして承認番号を得るものとします。

3. JCB の承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該通信販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。

第 16 条（カードの不正使用等）

1. 加盟店は、申込者が会員本人以外であると疑われる場合、カード使用状況が明らかに不審と思われる場合には通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社または JCB に連絡するものとします。

2. 万が一、加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

3. 紛失、盗難されたカード、偽造、変造されたカード、または第三者によるカードや会員番号の悪用等に起因する売上が発生し、当社または JCB がカードの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、当社または JCB から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第 17 条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、会員に対する通信販売により取得した売上債権を当社に債権譲渡し、当社はこれを譲り受けるものとします。

2. 加盟店は、通信販売日から原則として 1 週間以内に、当該通信販売の売上票を支払区分ごとに取りまとめ、両社所定の売上集計表に添付して当社に送付するものとします。

3. 加盟店から当社への債権譲渡は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに前項の売上集計表および売上票が当社に到着した売上債権について、当該締切日に実行されたものとし、その効力が発生するものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。

第 18 条（割引料および支払い）

1. 加盟店が支払う債権買取にかかわる割引料は、債権譲渡の効力が発生した売上債権を JCB が別途定める種類ごとに合計した金額に、各々両社が定める割引料率を乗じ、各々円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。

2. 当社の加盟店に対する債権買取代金の支払いは、別表に定める支払日に当該売上債権総額より前項の割引料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応答日の 15 日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。

3. ショッピング 2 回払いの方法による債権買取代金については、別表に定める 2 種類の支払日のうち加盟店が両社に申し込み、両社が認めた方法で支払うものとします。なお、支払いが 2 回にわたる場合には、売上債権総額を 2 分割し、その $1/2$ ずつを支払うものとします。また、2 分割した際に端数が生じた場合には、初回の支払い時にその端数を支払うものとします。

4. ボーナス 1 回払いの方法による債権買取代金については、別表に定める方法で支払うものとします。

5. 当社の加盟店に対する債権買取代金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した当社所定の会社（ただし、JCB が承諾した場合に限ります）が立替払いをするものとします。

6. 当社または JCB に加盟店に対する割引料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第 2 項により支払う債権買取代金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社または JCB へ債権買取代金以外の請求

代金がある場合には、当社は本条第2項により支払う債権買取代金と合わせて支払うことができるものとします。

7. 当社が加盟店に対して「お振り込みのご案内」を送付している場合には、当社はこの「お振り込みのご案内」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

第19条（通信販売の取消し）

1. 加盟店は、通信販売するすべての商品等について、会員に商品等が到着してから2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、会員に対し、通信販売時において、その旨を明示するものとします。また、加盟店は、商品等の特性に鑑みて返品または交換を受け付けない場合にはあらかじめ両社の承認を得るものとし、両社の承認を得た場合には、会員に対し、通信販売時において返品または交換を受け付けない旨を明示するものとします。

2. 加盟店は、会員から商品等の返品があった場合には、当該商品等が返却到着した日を基準日（カード売上日）として申込取消を受け付け、両社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行い、売上集計表に当該売上票を添付して当社に送付することとし、当社は第17条第2項および第3項に準じて処理するものとします。

3. 加盟店は、前項により債権譲渡を取消した売上債権の債権買取代金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。

第20条（商品の所有権）

1. 加盟店が会員に通信販売を行った商品の所有権は、当該売上債権が当社に譲渡されたときに当社に移転するものとします。ただし、第19条または第22条により債権買取が取消または解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該代金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。

2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該売上債権に関する債権買取代金を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項但書の規定を準用するものとします。

3. 通信販売を行った商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社またはJCBは、必要があるときは、加盟店に代わって商品を回収することができるものとします。

第21条（支払停止の抗弁）

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社、JCBまたはカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。

2. 前項に該当する場合の債権買取代金の支払いは以下のとおりとします。

(1) 当該代金が支払い前の場合には、当社は当該代金支払いを保留または拒絶することができるものとします。

(2) 当該代金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う債権買取代金から差し引けるものとします。

(3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

3. 会員と加盟店との間に第13条第5項に定める紛議が生じ、会員が通信販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金の支払いについても、前項を準用するものとします。

第22条（買戻特約等）

1. 当社は、加盟店から譲り受けた売上債権について、以下の事由が生じた場合、承認番号取得の有無にかかわら

ず、債権買取を取消し、または解除できるものとします。

(1)売上票が正当なものでないとき

(2)売上票の記載内容が不実不備であるとき

(3)通信販売日から 61 日以上経過して（ボーナス 1 回払いの方法による売上債権については、別表の取扱期間に対応する締切日に遅れて）売上債権が当社に譲渡されたとき

(4)第 15 条の規定に違反して JCB の承認を得ずに通信販売を行ったとき

(5)会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が当社、JCB またはカード会社にあったとき

(6)第 13 条第 5 項に定める紛議または前条第 1 項に定める抗弁事由が、通信販売日に対応する締切日より 60 日を経過しても解消しないとき

(7)第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項または第 3 項の規定に違反する通信販売を行ったとき

(8)その他加盟店が本規約に違反したとき

2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当該売上票に取消表示をして返却します。また、取消しまたは解除の対象となった債権買取の債権買取代金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。

3. 当社が、加盟店から譲り受けた売上債権について本条第 1 項記載の事由（(6)を除く）のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当社は調査が完了するまで債権買取代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、債権買取を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は売上票、商品等の受領書・明細等を提出する等、当社または JCB の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 2 3 条（差押等の場合の処理）

売上債権の譲渡代金債権の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該譲渡代金債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 2 4 条（セキュリティ保持義務）

1. 加盟店は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、会員番号、有効期限等をインターネットを介して伝達する場合には、暗号化する等の安全化措置を講じるものとし、あらかじめその方法について両社の承諾を得るものとします。

2. 加盟店は、その責において、加盟店の保有する会員の情報を含む一切の情報およびシステムを第三者に閲覧、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。

3. 前二項に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、加盟店はその全責任を負うものとし、両社およびカード会社に一切の迷惑をかけないものとします。

第 2 5 条（情報の収集および利用等）

1. 加盟店およびその代表者または両社に加盟店契約の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

(1)本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む両社と加盟店等との間の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカード利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑭の加盟店情報を収集、利用すること。

①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項

②加盟申込日、加盟日、CAT 番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項

③加盟店のカードの取扱い状況

④当社または JCB が収集した加盟店等のクレジット利用履歴

⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

⑥当社または JCB が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

⑧当社または JCB が加盟を認めなかった場合、その事実および理由

⑨割賦販売法第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項

⑩割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項

⑪個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項

⑫会員から当社、JCB またはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社、JCB またはカード会社が会員、およびその他の関係者から調査収集した情報

⑬行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報

⑭加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）

(2)以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします。）

①両社が本規約に基づいて行う業務

②宣伝物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内

③両社のクレジットカード事業その他両社の事業（両社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3)本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2. 加盟店等は、前項(1)①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCB と加盟店情報に関して提携したカード会社（以下「提携会社」という）が、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は JCB となります。（提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）

3. 提携ブランドカードを取扱う加盟店等は、本条第 1 項(1)①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、提携ブランドカード発行会社が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は JCB となります。

4. 加盟店等は、本条第 1 項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、JCB が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は JCB となります。（共同利用会社は、本規約末尾または本条第 2 項記載のホームページに記載のとおりとします。）

5. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第4項と同様に取扱うことに同意します。

第26条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報につき、当社、JCB またはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します。（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。<http://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html>）

(1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社、JCB またはカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。

(2) 加盟信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

(3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 加盟店の代表者は、他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項(2)の目的で共同利用することに同意します。

3. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意します。

4. 当社または JCB が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社または JCB が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

第27条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、両社、加盟信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。

(1) 両社および提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ

(2) 加盟信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関へ

2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第28条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

両社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第25条から第27条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第25条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第29条（契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 両社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第25

条に定める目的（ただし、第 25 条第 1 項(2)②に定める営業案内を除く）および第 26 条の定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 両社は、加盟店契約終了後も第 25 条に定める目的（ただし、第 25 条第 1 項(2)②に定める営業案内を除く）および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第 30 条（カードに関する情報等の機密保持）

1. 加盟店は、本契約に基づいて知り得た会員番号その他のカードおよび会員に付帯する情報、ならびに割引料率を含む両社およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。

2. 加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。

3. 加盟店は、業務代行者に、本条第 1 項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。

4. 加盟店は、本条第 1 項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに当社または JCB に連絡するものとします。

5. 両社は、加盟店に本条第 1 項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。

6. 加盟店は、本条第 4 項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。

7. 加盟店は、前項記載の調査結果を結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後および実施後直ちに当社または JCB に書面でその内容を通知するものとします。

8. 加盟店の責に帰すべき事由により、漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社は加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

9. 本条第 1 項から第 8 項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第 31 条（通信販売の停止）

加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は本契約に基づく通信販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。

(1)両社が前条第 1 項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合

(2)両社が、加盟店が第 34 条第 1 項(1)、(2)、(3)、(5)、(9)、(10)、(11)、(12)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合

(3)その他、両社が必要と認めた場合

第 32 条（取扱期間）

本契約の有効期間は 1 ヶ年とします。ただし、加盟店または両社が期間満了 3 ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに 1 ヶ年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第33条（解約）

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店または両社は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、両社は、直前1年間に通信販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。

第34条（契約解除）

1. 前二条の規定にかかわらず、加盟店が以下の事項に該当する場合、両社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
 - (1)加盟店申込書等加盟に際し両社に提出した書面および第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (2)他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって当社に債権譲渡をしたとき
 - (3)第13条の規定に違反したとき
 - (4)第22条の買戻しに応じなかったとき
 - (5)第30条の規定に違反したとき
 - (6)前五号のほか本規約に違反したとき
 - (7)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき
 - (8)差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (9)前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと両社が判断したとき
 - (10)他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度または通信販売制度を悪用していると両社が判断したとき
 - (11)加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
 - (12)架空売上債権の譲渡、その他加盟店が不正な行為を行ったと両社が判断したとき
 - (13)その他加盟店として不適当と両社が判断したとき
2. 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると両社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第35条（契約終了後の処理）

1. 第28条、第32条または第33条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた通信販売は有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該通信販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
2. 当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権について、債権譲渡を解除するか、加盟店に対する債権買取代金の支払いを保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において広告媒体からカード取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに売上集計表、売上票等両社が加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定に従うものとします。

第36条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店等、加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

(1)暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

(2)暴力団員（暴力団の構成員）

(3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

(4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）

(5)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

(6)社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

(7)特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

2. 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると両社が認めた場合、両社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、前条第2項の規定を準用するものとします。

3. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると両社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. 両社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく通信販売を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。

第37条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

第38条（準拠法）

加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第39条（合意管轄裁判所）

1. 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

2. 加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、JCBの本社または大阪支社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第40条（規約の変更）

1. 両社が本規約の変更内容を通知または公告した後において加盟店が会員に対して通信販売を行った場合には、

加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、第 25 条第 2 項および第 4 項、第 26 条第 1 項および第 4 項、ならびに第 27 条第 1 項記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。

<提携ブランドカード会社>

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）

東京都杉並区荻窪 4-30-16

<共同利用会社>

○株式会社ジェイエムエス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供

○株式会社日本カードネットワーク

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

利用目的：端末、接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

利用目的：保険サービス、加盟店向け DM サービス等の提供

<加盟信用情報機関>

本規約に定める加盟信用情報機関は以下のとおりです。

	社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター	日本クレジットカード協会加盟店信用情報センター
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小綱町 14-1 住友生命日本橋小綱町ビル 6F	〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 1F
電話番号	03-5643-0011	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター	日本クレジットカード協会事務局長
URL	http://www.j-credit.or.jp/	http://www.jcca-office.gr.jp/
登録される情報	①割賦販売法 35 条の 3 の 5 及び割賦販売法 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項 ②割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イ又は同 3 号の規定による調査を行った事実及び事項 ③個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項 ④会員会社と加盟店との加盟店契約の申込を受けた事実とその加盟店審査の結果並びにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、その他取引に関する客観的事実 ⑤顧客（契約済みのものに限らない）から会員会社に申し出のあった内容及び当該内容について、会員会社が顧客などの関係者から調査収集した情報 ⑥行政機関、消費者団体、報道機	・両社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・加盟会員が加盟店情報を利用した日付

	<p>関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、及び当該内容について、加盟店情報交換センター及び加盟店情報交換センターの会員会社が調査収集した情報</p> <p>⑦加盟店情報交換センターが興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）</p> <p>⑧前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）</p>	
共同利用するものの範囲	<p>登録包括信用あっせん業者、登録個別信用あっせん業者、立替取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつ加盟店情報交換センターの会員会社（参加会員は、上記ホームページよりご確認ください）</p>	<p>日本クレジットカード協会の会員（会員の提携会社を含む。加盟会員企業名は上記ホームページよりご確認ください）</p>

JCB では加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（内部管理部担当役員）を設置しております。

<お問い合わせ先>

カードアシストデスク

東京 0422-44-2500 大阪 06-6943-7699

福岡 092-732-7500 札幌 011-271-1711

月～金 10：00AM～6：00PM 土 10：00AM～5：00PM 日・祝休

※電話番号は、お間違いのないようおかけください。

規約中の「当社」は、JCB が指定する JCB グループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

(THK02・00555・20091201)

特定カード取扱通信販売加盟店特約

第1条（総則）

1. 特定カード取扱通信販売加盟店特約（以下「本特約」という）は、JCB 通信販売加盟店規約（以下「原契約」という）第2条第8項に基づいて当社が本特約末尾に記載する当社所定の提携ブランドカード会社の提携ブランドカードの取扱いに関して定める特約です。なお、本特約に基づいて、当社および当社の委託を受けて業務を行う JCB と加盟店の間に成立する契約を、特定カード取扱通信販売加盟店契約といいます。
2. 加盟店が当社所定の提携ブランドカード会社の提携ブランドカードの取扱いをする場合にも、当社および JCB と加盟店の間では、原契約が適用されるものとします。
3. 本特約で使用する用語は、本特約で定めるものを除き、原契約の定めによるものとします。

第2条（提携ブランドカードの取扱い等）

1. 当社は、当社が当社所定の提携ブランドカード会社の提携ブランドカードの取扱いを承諾した場合には、加盟店に対し、当社所定の方法で通知するものとします。当社は、当社がその旨を通知した後当社所定の期間内に加盟店が異議を述べない場合には、加盟店が当該提携ブランドカードの取扱いを承諾したものとみなすものとします。
2. 前項において、当社所定の提携ブランドカード会社と加盟店の間に加盟店契約が存在しない場合その他当社および当社所定の提携ブランドカード会社が必要と判断する場合には、当社は、加盟店のために当社所定の提携ブランドカード会社に対し、加盟店を本特約に基づき当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店として取扱うよう申請（以下「新規加盟申請」という）することができるものとします。
3. 当社所定の提携ブランドカード会社が加盟店を当該提携ブランドカード会社の加盟店として取扱うことを適当と認め当社に対し本条第2項の申請に対する承諾を通知したときから、加盟店は、本特約に基づき当社所定の提携ブランドカード会社の提携ブランドカードを取扱うことができるものとします。その際、当社は、当社所定の方法でその旨を加盟店に通知するものとします。なお、この場合、加盟店は、当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店規約等ではなく、原契約および本特約にしたがって加盟店業務を行うものとし、その規定を遵守する義務を負うものとします。
4. 当社所定の提携ブランドカード会社が加盟店を当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店として取扱うことを不適当と認め当社に対し本条第2項の申請に対する承諾を拒否する旨の通知をした場合には、当社は当社所定の方法でその旨を加盟店に通知するものとします。この場合には、当該加盟店は拒否理由の開示を求めることができないものとします。
5. 加盟店が原契約または本特約に違反した場合、または加盟店として取扱うことを不適当と認めた場合には、当社または当社所定の提携ブランドカード会社の判断でその加盟店としての取扱いを終了させることができるものとします。その際、当社は、当社所定の方法でその旨を加盟店に通知するものとします。また、当社または当社所定の提携ブランドカード会社の判断で、当社が3ヵ月前までに加盟店に書面で予告することにより、当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店としての取扱いを終了させることができるものとします。
6. 加盟店は、当社と当社所定の提携ブランドカード会社との提携ブランドカードの取扱いに関する契約関係の終了に伴い、当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店としての取扱いが終了する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、終了する場合においては、当社は、当社所定の方法でその旨を加盟店に通知するものとします。

第3条（本特約の終了）

原契約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約は当然に終了し、当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店としての取扱いも終了するものとします。

第4条（契約終了後の処理）

第2条第5項、第6項または第3条により、当社所定の提携ブランドカードの加盟店としての取扱いが終了した場合には、原契約第35条の規定を準用するものとします。

<当社所定の提携ブランドカード会社>

シティカードジャパン株式会社

東京都品川区東品川 2-3-14 シティグループセンター11F

<提携ブランドカード>

ダイナースクラブカード

特約中の「当社」は、JCBまたはJCBが指定するJCBグループカード会社となります。

(TKT02・00555・20091201)

通信販売店子加盟店特約

通信販売店子加盟店特約（以下「本特約」という）は、加盟店等が JCB 通信販売加盟店規約（以下「原契約」という）に基づき両社に加盟を申し込むにあたって、加盟店等、両社、および加盟店等の代理人として両社と包括代理加盟店契約（以下「包括契約」という）およびこれに付随する合意（以下総称して「包括契約等」という）を締結した者（以下「包括代理人」という）との間の契約関係に関して定める特約です。1. 加盟店等が包括契約等および原契約を承認したうえで、両社に加盟を申し込み、両社がこれを承諾することによって、両社と加盟店との間で包括契約等および原契約に基づく加盟店契約（以下「加盟店契約」という）が締結されます。加盟店等は、包括契約等および原契約を遵守するものとします。2. 加盟店等は、包括代理人に対して、以下の事項についての包括的な代理権（以下「包括代理権」という）を付与するものとします。(1) 両社との間で、包括契約等の締結ならびにこれらに基づく加盟店契約の締結およびこれに付随する一切の合意をすること。(2) 包括契約等に定める加盟店契約に関連する一切の取引（以下「委託業務」という）を行うこと。3. 加盟店は、前項に基づき、当社が加盟店に対して支払う債権買取代金の代理受領権限を包括代理人に付与するものとし、当社が、包括代理人の指定する金融機関口座に包括代理人が包括代理権を有する他の加盟店（以下「他加盟店」という）に対する債権買取代金と一括して振り込むことを承諾するものとします。4. 当社が包括契約に基づき包括代理人に債権買取代金を支払った場合、これをもって当社が加盟店に当該債権買取代金を支払ったものとみなすものとします。加盟店は、包括代理人が前項記載の代理受領権限を含む包括代理権を有するに限り、当社に対して債権買取代金の請求等を一切行わないものとします。5. 加盟店は本条第 2 項の包括代理権の付与を取消す場合、直ちに当社に書面で通知するものとします。この通知が包括代理人への債権買い取り代金支払日の 30 日前までに当社に到着せず、当社が包括代理人に債権買取代金を支払った場合には、当該支払は当社の加盟店に対する当該債権買取代金の弁済とみなすものとします。6. 加盟店は、当社が、包括代理人に支払う債権買取代金から当社または JCB の加盟店契約に基づく他加盟店に対する債権金額を包括契約等に基づき差し引くことがあることをあらかじめ承諾し、両社に異議申し立て等を一切行わないものとします。7. 包括代理人が委託業務に関連して、当社、JCB またはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は包括代理人と連帯して、当社、JCB またはカード会社の損害を賠償するものとします。8. 両社と包括代理人との間の包括契約が終了した場合、または本条第 2 項の包括代理権が消滅した場合等には、両社と加盟店の間の加盟店契約は当然に終了し、加盟店契約が終了した場合には、本特約も終了するものとします。

特約中の「当社」は JCB が指定する JCB グループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、特約中の「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

<別表> 売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払日 (い)

信用販売の方法		取扱期間	締切日	加盟店への支払日
ショッピング 1 回払い・ ショッピングリボ払い・ ショッピング分割払い		前月 16 日～当月 15 日	当月 15 日	翌月 15 日
ショッピング 2 回払い				①翌月末日 ②翌月 15 日および翌々月 15 日
ボーナス 1 回払い	夏期	12 月 16 日～6 月 15 日	7 月 15 日	8 月 15 日
	冬期	7 月 16 日～11 月 15 日	12 月 15 日	翌年 1 月 15 日

※売上集計表・売上票は締切日到着分をもって締め切らせていただきます。

※支払日の 15 日・末日が金融機関休業日の場合には、15 日は翌営業日・末日は前営業日に払い込みさせていただきます。